○道路の供用開始 (二件)

目 次

告 示

○道路の区域変更 ○管理理容師及び管理美容師資格認定講習会の指定

○土地改良区の定款変更の認可

○都市計画事業の事業計画変更の認可

'(三件)

○土地改良事業計画変更の認可 ○土地改良区役員の就任及び退任の届出

公 告

城

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決

宮

定

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁教育企画室)

監查委員

○外部監査人の監査の事務の補助

告

示

○宮城県告示第三百四十六号

定講習会及び美容師法 理容師法 (昭和二十二年法律第) (昭和三十二年法律第百六十三号)第十二条の三第二項の規定による管理美容 一百三十四号)第十一条の四第二項の規定による管理理容師資格認

師資格認定講習会として、 次のとおり指定した。

令和四年五月二日

(1)

宮城県知事 村 井 嘉

浩

行

講習会の主催者の名称及び所在地

発

宮 城 県 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022 (211) 2267

(毎週火,金曜日発行)

(食と暮らしの安全推進課) 路 課 講習会の日程及び会場 (\Box) 東京都江東区有明三丁目七番二十六号 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 管理美容師資格認定講習会 管理理容師資格認定講習会 会場 日程 仙台市青葉区国分町三丁目三番七号 東京エレクトロンホール宮城 令和四年九月二十六日 (月)、

十月三日

(月)、及び十月十七日

月

令和四年九月二十六日 (月)、

(道

日程 十月三日 (月)、及び十月十七日(月

(____) 会場

 \equiv

(都市計画課)

同

東京エレクトロンホール宮城

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

(北部地方振興事務所) (仙台地方振興事務所)

同

四

 \equiv 受講料

一人につき一万六千円

○宮城県告示第三百四十七号

森林整備課)

四 兀

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

その関係図面は、令和四年五月二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木

事務所において一般の縦覧に供する

四

令和四年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

道路の種類

 \equiv 道路の区域

路

線

名

大島浪板線

変 更 0 区 間

前変 更の (敷地 負 敷

ートル) (メート敷 地 の ル延 長

備 考

(2)

同市字廻舘一六二番七地先まで 気仙沼市字廻舘無番地先から 後 前 В В Α Α ー 六・ 四八・ 四 八・ 四 九·八~ 八八~八 _ - 六・一 〜 - 三・三 _ 四〇〇・〇 四〇〇・〇 一九〇・〇 いう。 敷地の区分を 面に表示する Bは、関係図 上記A及び

○宮城県告示第三百四十八号

開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

その関係図面は、令和四年五月二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木

令和四年五月二日

事務所において一般の縦覧に供する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県道	種道路 類の
大島浪板線	路線名
同市字廻舘一六二番七地先まで気仙沼市字廻舘無番地先から	供用開始の区間
令和四年 五月二日	供用開始年月日

○宮城県告示第三百四十九号

宮

開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和四年五月二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事

令和四年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県道	種道路 類の
愛島名取線	路線名
同市愛島小豆島字島東三二一番七地先まで名取市愛島小豆島字島東三〇一番四地先から	供用開始の区間
令和四年 五月二日	供用開始年月日

○宮城県告示第三百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

の変更を次のとおり認可した。

令和四年五月二日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

施行者の名称

名取市

都市計画事業の種類及び名称

1

種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2

名称

北釜都市下水路

三

事業施行期間

和五年三月三十一日まで」に変更する。

「昭和五十八年三月十四日から平成四年三月三十一日まで」を「昭和五十八年三月十四日から令

四 事業地

収用の部分

昭和五十八年宮城県告示第二百三十一号、平成元年宮城県告示第三百六十七号の事業地のう

ち、名取市下増田字屋敷地内において事業地を変更する。

使用の部分

昭和五十八年宮城県告示第二百三十一号、平成元年宮城県告示第三百六十七号の事業地のう

ち、名取市下増田字屋敷及び下増田字台林地内において事業地を変更する。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

○宮城県告示第三百五十一号

令和四年五月二日

の変更を次のとおり認可した。

施行者の名称

宮城県知事

村

井

嘉

浩

仙台市

都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称 ○宮城県告示第三百五十三号

(3)

三

事業施行期間 昭和三十三年二月四日から令和八年三月三十一日まで

仙台市公共下水道

1 収用の部分 四

事業地

2 使用の部分 変更なし

○宮城県告示第三百五十二号

変更なし

十条第二項の規定により、令和四年四月二十日認可した。 仙台市大倉川土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。 令和四年五月二日

宮城県仙台地方振興事務所

長 松 田

茂

所

宮城県北部地方振興事務所 所 佐々木

均

良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和四年五月二日

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、鳴瀬川沿岸土地改

就任した者

令和四年四月一日 令和四年四月一日 令和四年四月 令和四年四月 就 任 年 一 日 日 月 日 Ш 桝 結 久 氏 熊 形 城 本 洋 恭 正 德 名 紀 衛 地加美郡加美町菜切谷字白畑五十八番 大崎市古川矢目字新田四番地 大崎市松山次橋字山王四十五番地 一 大崎市松山千石字松山百三十八番地 住 所 役職名 理 理 理 事 事 事 事

二退任した者

令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日	退任年月日
小	桑	佐	相	Л	結	久	
只	添	藤	澤	熊	城	本	氏
宗一	寛	俊	光	洋	正	德	
郎	治	光	徳	_	紀	衛	名
大崎市松山金谷字亀井九十三番地一	香地 大崎市三本木伊場野字観音堂四十六	大崎市古川中沢字南中沖九番地	地一 地一 地一	地加美郡加美町菜切谷字白畑五十八番	大崎市古川矢目字新田四番地	大崎市松山次橋字山王四十五番地一	住
理	理	理	理	理	理	理	役職名
事	事	事	事	事	事	事	名

事	監	大崎市鹿島台船越字前田七十七番地	男	徳	藤	佐	令和四年四月一日
事	監	, 地 大崎市三本木新沼字二又百七十六番	司	誠	谷	渋	令和四年四月一日
事	監	加美郡加美町羽場字屋敷五十番地	市	新	橋	髙	令和四年四月一日
事	理	大崎市松山下伊場野字舟戸十七番地	蔵	信	藤	佐	令和四年四月一日
事	理	大崎市松山金谷字亀井九十三番地一	郎	宗	只	小	令和四年四月一日
事	理	加美郡加美町下新田字新田三十番地	行	寿	谷	澁	令和四年四月一日
事	理	香地 大崎市三本木伊場野字観音堂四十六	治	寛	添	桑	令和四年四月一日
事	理	大崎市古川中沢字南中沖九番地	光	俊	藤	佐	令和四年四月一日
事	理	地一 大崎市三本木蒜袋字北屋敷四十四番	徳	光	澤	相	令和四年四月一日
事	理	加美郡加美町下狼塚字松原一番地	和	邦	藤	加	令和四年四月一日
事	理	大崎市三本木新沼字下大釜九番地	輔	勇	藤	伊	令和四年四月一日

令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日
桝	渋	髙	佐	浅	横	佐	佐
形	谷	橋	藤	野	山	藤	藤
恭	誠	新	徳				信
_	司	市	男	昇	廣	健	蔵
一大崎市松山千石字松山百三十八番地	地大崎市三本木新沼字二又百七十六番	加美郡加美町羽場字屋敷五十番地	大崎市鹿島台船越字前田七十七番地	加美郡加美町雑式目字羽毛十一番地	大崎市三本木新沼字高原二十五番地	地美郡加美町四日市場字岡ノ内七番	大崎市松山下伊場野字舟戸十七番地
監	監	監	理	理	理	理	理
事	事	事	事	事	事	事	事

○宮城県告示第三百五十四号

報

良区が行う土地改良事業(維持管理事業)計画の変更を令和四年四月十九日認可した。 (昭和1 一十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定により、加美郡西部土地改

令和四年五月二日

宮城県北部地方振興事務所

佐 々木

均

所

公 告

宮

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和四年五月二日

宮城県知事 村 井 浩

随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和四年度県有林管理業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 水産林政部森林整備課 仙台市青葉区本

町三丁目八番一号

契約の相手方を決定した日 令和四年三月二十九日

契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般社団法人宮城県林業公社 仙台市青葉区

堤通雨宮町四番十七号

Ŧi. 契約金額 六千八百二十万円

> 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七

契約の相手方を決定した理由 (平成七年政令第三百七十二号) 第十一条第一項第一号該当 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年五月二日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

落札に係る物品又は役務の名称及び数量 令和四年度ICT支援員配置業務 式

契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
教育庁教育企画室
仙台市青葉区本町三

丁目八番一号

落札者を決定した日

令和四年四月十八日

落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東日本電信電話株式会社

東京都新宿区西新宿三丁

目十九番二号

落札金額 三千六百万円

Ŧì.

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

入札の公告を行った日 令和四年四月一日

七

監 查 委 員

〇宮城県監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月2日

宮城県監査委員 丰 檶

争 []

宮城県監査委員 渡 Ę ġ⊞ 沱

宮城県監査委員 成 \blacksquare ⊞ 抽 H

宮城県監査委員 마 \mathbb{H} ᄪᆘ

包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

 \mathbb{H}

|<|-告 宮城県仙台市青葉区一番町2丁目9番28-1902号

当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

2

#

令和4年5月2日から令和5年3月31日まで